

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	社会福祉法人指導監督等事業			事業コード	2130
所属コード	061500	課等名	地域福祉課	係名	指導監査係
課長名	玉山 正彦	担当者名	熊谷 修二	内線番号	2525
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	ふれあいが広がる地域福祉の実現	コード	7
	基本事業	地域福祉の充実	コード	1
予算費目名 (H26)	一般会計 3 款 1 項 1 目（009-01）社会福祉法人指導監督等事業			
特記事項 (H26)	総合計画事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	年度
根拠法令等 (H26)	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）， 社会福祉法施行規則（昭和 26 年省令第 28 号）， 盛岡市社会福祉法施行規則（平成 20 年規則第 26 号）， 社会福祉法人及び社会福祉事業指導監査実施要綱（平成 20 年市長決裁）			

(2) 事務事業の概要

社会福祉法人の指導監督に関する事務は、社会福祉法の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市長が行うこととなっており、社会福祉法人の業務及び財産状況の検査、措置命令、業務の停止命令、役員の解職勧告、解散命令などを行う。

また、社会福祉施設等が法令を遵守し適正な事業実施と適正なサービス提供及びサービスの質の向上が図られることを目的に、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法等の規定により、老人福祉施設指導監査、有料老人ホーム立入指導、介護保険施設等実地指導及び障害福祉サービス事業者等実地指導を実施している。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

社会福祉法の規定により、本市においても、平成 20 年 4 月 1 日に中核市に移行したことに伴い、社会福祉法人指導監査と老人福祉施設指導監査が岩手県からの移譲事務として開始した。

また、平成 24 年 4 月 1 日より、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」に基づく関係法令の改正に伴い、有料老人ホーム立入指導、介護保険施設等実地指導及び障害福祉サービス事業者等実地指導が岩手県からの移譲事務として開始している。平成 27 年度からは、岩手県から移譲事務として婦人保護施設指導監査を実施する。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

所管する社会福祉法人は、平成 26 年度末で 50 法人である。開始時（20 年度）の 46 法人が

ら4法人増加した。また、各施設の指導対象事業所は、次のとおりである。

老人福祉施設は平成26年度末で28施設である。開始時（20年度）の21施設から7施設増加した。有料老人ホームは平成26年度末で57施設であり、開始時（24年度）の42施設から15施設増加した。介護保険サービス事業所は平成26年度末で1,127事業所であり、開始時（24年度）の1,028事業所から99施設増加している。障害福祉サービス事業所は平成26年度末で230施設であり、開始時（24年度）の207事業所から23施設増加している。なお、婦人保護施設は1施設であり、今後も増加する見込みはない。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

盛岡市の区域内のみを活動対象とする社会福祉法人及び盛岡市に事業所をおく社会福祉施設等（老人福祉施設、婦人保護施設、有料老人ホーム、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所）。

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	26年度 実績
A 社会福祉法人の数	団体	47	46	50	50	50
B 社会福祉施設の数	施設		1,303	1,391	1,398	1,442
C						

（3）26年度に実施した主な活動・手順

- ・指導監査の年間計画策定（施設監査との連携）
- ・指導監査（事後指導含む）
- ・監査の取りまとめ及び指導
- ・指導内容の履行確認
- ・法人全体指導会・介護障害事業所集団指導
- ・社会福祉法人東北ブロック会議、県内連絡会議の運営事務局

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標値	26年度 実績
A 社会福祉法人の指導監査の実施件数	件	27	23	25	27	27
B 社会福祉施設等の指導監査の実施件数	件		187	211	212	210
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監督を行うことにより、社会福祉法人及び各施設の適切な業務運営に資することとなり、結果として市民サービスの向上につながる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 文書指摘を行った社会福祉法人の数	□上げる ■下げる □維持	団体	25	23	21	23	24
B 複数年継続指導を要する社会福祉法人の数	□上げる ■下げる □維持	団体	4	0	0	0	2
C 文書指摘を行った社会福祉施設の数	□上げる ■下げる □維持	団体		98	95	142	141

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	159	1,253	845	869	812
	⑤その他(震災基金繰入金)	千円	0	102	31	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	159	1,355	876	869	812
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	8,535	13,745	12,616	12,683	12,390
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	34,140	54,980	50,464	50,732	49,560
計	トータルコスト A+B	千円	34,299	56,335	51,340	51,601	50,372
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監督が適切に行われることにより，市民への福祉サービスの向上が図られる。

② 市の関与の妥当性

社会福祉法人指導監査は法定受託事務であり妥当である。また，社会福祉施設等の指導監査・実地指導については自治事務であるが，市内施設の福祉サービスの向上について関係法令に基づき行っているものであり妥当である。

③ 対象の妥当性

法令により指導監査の対象が社会福祉法人や社会福祉施設などに定められていることから

妥当である。

④ 廃止・休止の影響

万一不適切な運営を看過すれば法人運営に支障を来し、結果として不利益を受けた利用者＝市民へのサービスが低下するため、本事業を廃止・休止すると大きな影響が生じる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

指導監査従事者の知識の蓄積，監査技術の向上，非常勤職員（税理士等）の活用により，有効かつ継続的に指導監査を行うことにより適切に法人・施設運営を行うという成果向上が期待できる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正であり，多種多様な社会福祉事業のサービス利用者である全ての市民に対するサービス向上に資するものである。

(4) 効率性評価

福祉サービスの多様化に伴い社会福祉法人及び施設が増加傾向にあり，本事業の事務量の増加が見込まれるが，成果の向上のため，従事者の知識の蓄積，監査技術の向上に向けて研修，非常勤職員（税理士等）の活用等を行い，効率的な指導監査を行っていく必要がある。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	地域福祉の推進	コード	1
	小施策（推進項目）	支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり	コード	1

(2) 改革改善の方向性

平成 22 年度から社会福祉法人と社会福祉施設の指導監査業務を一元化したことで，業務の効率化と従事者が全ての監査を担当することによる知識の集積と技術の向上が図られている。これにより指導監査対象の法人，施設の円滑な業務運営に対し，より適切な指導を行うことを目指す。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

施設及び事業所管課（岩手県，子ども未来課・介護高齢福祉課・障がい福祉課）と監査の実施に必要な情報交換等の連携を密にする必要があるため，会議開催及び担当者間の打合せを適宜行い，情報の発信及び収集に努める。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）

■ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）

□ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

社会福祉法人指導監査部門と児童福祉施設指導監査部門及び老人福祉施設指導監査部門が地域福祉課に一元化し、監査業務の向上を図ってきたことにより、指導の成果が認められる。今後においても、対象事業所が増えており、知識と経験を積み重ねることにより、監査と指導の充実を図っていく